

情報科学芸術大学院大学学則（案）

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
 - 第2章 組織（第3条－第7条）
 - 第3章 職員（第8条－第12条）
 - 第4章 運営組織（第13条・第14条）
 - 第5章 学年、学期及び休業日（第15条－第17条）
 - 第6章 研究科の課程、修業年限及び在学期間（第18条－第20条）
 - 第7章 入学（第21条－第29条）
 - 第8章 教育方法、教育課程及び履修方法等（第30条－第38条）
 - 第9章 休学、転学、留学、退学及び除籍（第39条－第43条）
 - 第10章 修了及び学位（第44条・第45条）
 - 第11章 賞罰（第46条・第47条）
 - 第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員及び外国人留学生（第48条－第52条）
 - 第13章 授業料等（第53条）
 - 第14条 学生寮（第54条）
 - 第15章 大学開放（第55条）
 - 第16章 その他（第56条・第57条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 情報科学芸術大学院大学（以下「本学」という。）は、専攻分野に係る学術の理論及び応用を教授研究して、その深奥をきわめ、情報社会の新しい在り方を創造的に開拓する「高度な表現者」としての資質を備えた人材を養成するとともに、学術文化の向上、発展及び産業の振興に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は別に定める。

第2章 組織

（大学院）

第3条 本学に大学院を置く。

（研究科、課程、専攻及び定員）

第4条 大学院に、メディア表現研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科の専攻、課程及びその学生定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	入学定員	収容定員
メディア表現専攻	博士前期課程	20人	40人
メディア表現専攻	博士後期課程	3人	9人

(事務局)

第5条 本学に事務局を置く。

(産業文化研究センター)

第6条 本学に附置研究機関として産業文化研究センターを置く。

(附属図書館)

第7条 本学に、附属図書館を置く。

第3章 職員

(職員)

第8条 本学に学長、教授、准教授、助教、事務職員、技術職員を置く。

2 本学に前項に定めるもののほか、必要に応じ、副学長、講師その他の職員を置くことができる。

(部局長)

第9条 研究科に研究科長を置き、研究科の教授をもって充てる。

2 産業文化研究センターにセンター長を置き、本学の教授をもって充てる。

3 附属図書館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。

4 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

(部局長の職務)

第10条 研究科長は、学長の命を受け、研究科に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 産業文化研究センター長は、学長の命を受け、産業文化研究センターに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 附属図書館長は、学長の命を受け、附属図書館に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 事務局長は、学長の命を受け、事務局に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(名誉教授)

第11条 本学に学長、副学長、教授、准教授又は講師として多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

第12条 本学に客員教授又は客員准教授を置くことができる。

2 客員教授及び客員准教授に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 運営組織

(教授会)

第13条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長及び教授をもって組織する。ただし、学長は、必要があると認めるときは、准教授、講師その他の職員を教授会の組織に加えることができる。

3 教授会に関し必要な事項は別に定める。

(情報科学芸術大学院大学運営協議会)

第14条 本学に、本学の運営に関し意見を聴取するため、学外の有識者からなる情報科学芸術大学院大学運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設ける。

2 運営協議会に関し必要な事項は別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年は、次の2期に分ける。

- 一 前期 4月1日から9月30日まで
- 二 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第17条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 春季休業日 3月1日から3月31日まで
 - 四 夏季休業日 8月1日から9月10日まで
 - 五 冬季休業日 12月21日から翌年1月9日まで
- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、特別の必要があると認められるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。

第6章 研究科の課程、修業年限及び在学期間

(課程)

第18条 研究科の課程は博士前期課程及び博士後期課程とする。

(修業年限)

第19条 博士前期課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学期間)

第20条 博士前期課程の学生は4年を、博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。ただし、第26条又は第27条の規定により入学した学生は、第29条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第21条 本学の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第22条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16

年の課程を修了したとされる者に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

七 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定する者を文部大臣が定める日以降に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者

九 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

十 大学に3年以上在学した者であつて、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

十一 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であつて、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

十二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であつて、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

十三 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であつて、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

十四 本学の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22歳に達した者

2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修士の学位または専門職学位を有する者

二 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校)を修了し、収支の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学位があると認められた者(平成元年文部省告示118号)

七 本学大学院において、個別の入学資格審査により認められた者で、24歳に達した者
(入学志願の手続)

第23条 本学に入学を志願する者は、指定の期日までに入学願書に入学検定料及び所定の書類を添えて学長に提出しなければならない。

(合格者の決定)

第24条 学長は、入学を志願した者について、選考により、合格者を決定する。

(入学の手続及び入学の許可)

第25条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、情報科学芸術大学院大学条例施行規則（平成13年岐阜県規則第10号。以下「施行規則」という。）第8条第4号に該当する場合を除き、指定の期日までに、所定の入学金を納付しなければならない。ただし、施行規則第11条第2項本文の規定により入学金減免申請書を提出する者にあつては、入学金の減免の申請に対する決定がなされるまでの間は、入学金を納付することを要しない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 入学を許可された者は学長が指定する期日までに、誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。

(編入学及び転入学)

第26条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考により、相当年次に、第1号に掲げる者にあつては編入学を、第2号に該当する者にあつては転入学を許可することができる。

一 他の大学院を修了した者及び退学した者

二 他の大学院に在学する者

(再入学)

第27条 学長は、第42条の規定により退学を許可された者で本学に再入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考により、相当年次に再入学を許可することができる。

(進学)

第28条 学長は、本学の博士前期課程を修了し、博士後期課程に進学を志願するものがあるときは、選考により進学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第29条 第25条及び第26条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第8章 教育方法、教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第30条 本学の教育は、授業科目の授業及び、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

(授業科目の区分)

第31条 博士前期課程の授業科目を分けて、導入科目、総合科目、専門科目、制作演習科目、プロジェクト科目及び特別研究とする。

2 博士後期課程の授業科目を分けて、研究基礎科目、プロジェクト研究科目、特別研究科目とする。

(教育課程の編成方法)

第32条 博士前期課程の教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 博士後期課程の教育課程は、各授業科目を必修科目とし、各年次に配当して編成するものとする。

(単位の算定基準)

第33条 各授業科目の単位数は、次の基準により算定するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

二 実験及び実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別研究については、6単位とする。

(単位の授与)

第34条 授業科目を履修し、その試験又は研究報告に合格した者には、所定の単位を与える。

(修了に必要な単位)

第35条 博士前期課程の修了に必要な単位数は、次の区分により合計30単位以上とする。

一 導入科目については、6単位

二 総合科目については、4単位以上

三 専門科目については、6単位以上

四 制作演習科目については、2単位以上

五 プロジェクト科目については、4単位以上

六 特別研究については、6単位

2 博士後期課程の修了に必要な単位数は、次の区分により合計16単位とする。

一 研究基礎科目については、4単位

二 プロジェクト研究科目については、4単位

三 特別研究科目については、8単位

(他の大学院等における研究指導)

第36条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院等とあらかじめ協議のうえ、1年を超えない範囲で、本学の学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第37条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、10単位を超えない範囲で、本学博士前期課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第38条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、編入学又は転入学の場合を除き、教授会の議を経て、10単位を超えない範囲で、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第9章 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第39条 学生は、病気その他やむを得ない理由により2月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、学長は、特別の理由があると認めるときは、1年を限度として休学期間の延長を許可することができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、第20条の在学期間には算入しない。

5 学生は、休学の理由が消滅したことにより復学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(転学)

第40条 学生は、他の大学院への入学又は転入学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第41条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該外国の大学院の授業科目の履修をするため留学することを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第44条に規定する在学期間を含めることができる。

3 第37条の規定は、第1項の留学について準用する。

(退学)

第42条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第43条 学長は、次のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第20条に規定する在学期間を超えた者
- 三 第39条第3項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- 四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第10章 修了及び学位

(修了)

第44条 学長は、本学博士前期課程に2年（第26条又は第27条の規定により入学した者については、第29条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、第35条第1項に規定する単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び最終試験に合格した者に対し博士前期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 学長は本学博士後期課程に3年（第26条又は第27条の規定により入学した者については、第29条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、第35条第2項に規定する単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し博士後期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本学に2年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第45条 学長は、前条の規定により、博士前期課程を修了した者には、修士の学位を、博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

- 2 前項により修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により専攻分野の名称を付記する。

研究科	学位
メディア表現研究科	修士（メディア表現）

- 3 第1項により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により専攻分野の名称を付記する。

研究科	学位
メディア表現研究科	博士（メディア表現）

第11章 賞罰

(表彰)

- 第46条 学長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

- 第47条 学長は、この学則その他本学の定める規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒に関し必要な事項は別に定める。

第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修員及び外国人留学生

(研究生)

- 第48条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生として入学することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

(科目等履修生)

- 第49条 学長は、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

- 第50条 学長は、他の大学院の学生で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 学長は特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

(研修員)

- 第51条 学長は、大学その他の団体からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるため本学に派遣の申し入れがあるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、研修員として受け入れることができる。

(外国人留学生)

- 第52条 学長は、外国人であって、大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、選考により、入学を許可することができる。

第13章 授業料等

(授業料等)

第53条 入学検定料、入学金、授業料及び研修料については、情報科学芸術大学院大学条例（平成12年岐阜県条例第66号）の定めるところによる。

第14章 学生寮

(学生寮)

第54条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は別に定める。

第15章 大学開放

(大学開放)

第55条 学長は、必要があると認めるときは、公開講座の開設その他の大学の施設の開放を行うことができる。

第16章 その他

(改正)

第56条 学長は、この規程を改正しようとするときは、教授会の意見を聴くものとする。

(委任)

第57条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度における学生定員のうち収容定員は、第4条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専 攻	収容定員
メディア表現専攻	20人

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則中第35条第1項第2号の規定については、平成19年4月1日以前に入学した者には適用せず、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この学則中第35条第1項第1号の規定については、平成21年4月1日以前に入学した者には適用せず、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 第31条、第33条第2項及び第35条第1項の規定は、平成23年4月1日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
 2 第33条第2項及び第35条第1項の規定は、平成25年4月1日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
 2 令和3年度における学生定員のうち収容定員は、第4条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専 攻	課 程	収容定員
メディア表現専攻	博士前期課程	40人
メディア表現専攻	博士後期課程	3人

- 3 令和4年度における学生定員のうち収容定員は、第4条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専 攻	課 程	収容定員
メディア表現専攻	博士前期課程	40人
メディア表現専攻	博士後期課程	6人

情報科学芸術大学院大学教授会規程

制 定	(13.04.01)
最終改正	(27.03.26)
施 行	(27.04.01)

(趣旨)

第1条 この規程は、情報科学芸術大学院大学学則（以下「学則」という。）第13条第3項の規定に基づき、教授会の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、学長並びに専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）（以下「法」という。）に基づく教員の人事に関する事項の審議については、その構成員を次のとおりとする。

(1) 教授の選考については、学長及び専任の教授

(2) 准教授の選考については、学長並びに専任の教授及び准教授

(3) 講師及び助教の選考については、学長並びに専任の教授、准教授及び講師

3 学則第8条第2項の規定により副学長を置く場合は、当該副学長を教授会の構成員とし、副学長は前項各号に掲げるすべての選考に加わる。

(審議事項)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会は、前二項に掲げる事項のほか、法の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

(会議)

第4条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。ただし、学長が必要と認めたときは、あらかじめ学長が指名した教授がその職務を代行する。

2 前項ただし書きの場合において、学則第8条第2項の規定により、副学長を置くときは、当該副学長がその職務を代行するものとする。

3 定例教授会は、原則として毎月1回開催する。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時教授会を開催することができる。

(成立)

第5条 教授会は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、構成員（休職中及び海外出張中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

(議事提案)

第6条 構成員は、議事を教授会に提案することができる。

(教授会意見)

第7条 教授会の議事は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、出席構成員の過半

数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(諮問)

第8条 学長は一の審議事項のうち、その全部又は一部について教授会で審議することが適切でないとき、常設又は臨時の機関に諮問することができる。

(構成員以外の者の出席等)

第9条 事務局長は、教授会に出席し、議事運営について議長を補佐する。

2 学長は、必要と認める事務職員その他の者を教授会に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(議事録)

第10条 教授会の議事録は、事務職員が作成し、出席した構成員2名がこれを確認署名し、事務局長が保管する。

(非公開)

第11条 教授会は、公開しない。ただし、教授会の議決により特に認められた者については列席傍聴させることができる。

(改正)

第12条 学長は、この規程を改正しようとするときは、教授会の意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。